

平成27年第2回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年2月25日（火） 14：25～17：35
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 武本委員長・田口委員長職務代行・山本委員・栗原委員・
浅井教育長・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
管理課長兼生涯学習課主幹・学校教育課長・生涯学習課長・
体育振興課長・人権教育推進室長
- 4 傍聴者 なし

委員長：それでは、平成27年第2回の相生市教育委員会定例会を始めさせていただきます。だいぶ暖かくなってきました、本年度もあとわずかとなりましたが、健康には留意して頑張っていたきたいと思います。
それでは議事録署名委員は、田口委員にお願いいたします。

田口委員：はい。

委員長：事務局より出席職員の報告をお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

委員長：それでは経過報告を教育長よりお願いいたします。

教育長：それでは、1月27日の教育委員会定例会以降の経過につきましてご報告させていただきます。資料の方をお開き願います。
(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 1/27 ブックスタート図書館自主事業
- 1/28 通学路安全推進会議
教職員（初任者及び転入者等）人権教育研修会
- 2/1 新入生説明会・オープンスクール（那波中）
兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会（加古川河川敷コース）
- 2/3 相生市初任者研修会
- 2/6 新通学区域第4学区中・高連絡会
- 2/10 市町組合教育委員会教育長会議（神戸市）
仮称・相生市文化会館建設工事検査（市）
平成27年度市民体育館等利用調整会議
- 2/13 史跡めぐり資料館自主事業（講師：室井伸也）
- 2/14 公立高校推薦入試合格発表（合格発表2/19）
- 2/16 平成26年度市立幼稚園園長候補者選考試験
- 2/17 第2回相生市青少年問題協議会
第2回人同推協役員会
- 2/18 相生市教職員全体研修会
- 2/19 仮称・相生市文化会館建設工事検査（県）
- 2/20 総務文教常任委員会
- 2/23 仮称・相生市文化会館緞帳プロポーザル
- 2/24 社会教育委員会議

委員長 : ありがとうございます。それでは、経過報告につきまして、何か質問等ございましたらどうぞ。

特にございませんか。ないようでしたら、次の議事に入らせていただきます。議決事項の議第1号 相生市教育委員会だよりの発行について、お願いいたします。

管理課長兼生涯学習課主幹 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 今年から発行している、相生市教育委員会だより第2号について、3月10日号の広報に折込予定で進めている旨の報告

委員長 : ありがとうございます。それでは、教育委員会だよりの第2号について、何かご質問等ありましたらどうぞ。

委員 : 3ページのPointという表記ですが、読めない人もいますので、片仮名表記にすることはできませんか。今回が難しいようであれば、今後は片仮名表記にするようにしていただければと思います。

委員長 : Pointの表記について、このままでもいいか、片仮名表記にした方がいいか、皆さんはどう思われますか。

委員 : 難しい質問ですね。一つの意見として、片仮名表記にするということはありませんか。確かにPointについて、読める人と読めない人がいると思いますが、細かなことを言い出すと、招集の実現に繋がりますという漢字も読めない人がいるかもしれない、ということになります。

委員 : 日本人として漢字は調べると読めると思いますが、みんなに伝える文書に英語を入れる必要があるのかなと思いました。私の母もよく英語は読めないと言います。

委員 : いろんな意見がありますね。難しいですね。

委員長 : それでは、その1、その2、その3でも、1. 2. 3. でもいいですね。こだわり始めるときりがありませんね。それでは、今回はこのままの表記で発行し、次回からもう一度今回の意見を踏まえて考えるということでしょうか。

教育次長(管) : 今回ご意見をいただきましたので、次回から改めさせていただきたいと思います。

委員長 : その他はございませんか。写真も多いですし、分かりやすいですね。他には特にないようですので、議第1号は原案どおりでよろしいでしょうか。それでは、議決したということにさせていただきます。
次に、議第2号から第7号までは、一括審議ということでお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 相生市教育委員会の規則改正及び新規の制定について、平成27年4月1日から施行する方向で進めている旨説明。

委員長 : ありがとうございます。それでは、議第2号から議第7号まで、一括審議ということで、何かご質問等がありましたらどうぞ。
これは、全体の一つの大きな変更箇所として、4月1日から教育委員長が無くなって、教育長が従来の教育委員長の業務を兼ねて、新教育長になるということでしょうか。

管理課長兼生涯学習課主幹 : 法律の改正上はそのようになります。ですが、経過措置がございますので、現教育長の任期満了までは、従来通りの体制で変わりありません。

委員長 : それでは、相生市としては教育委員長と教育長という形でこれからも残るということですね。教育委員会だよりには、4月1日付で変更になると紹介していますが、この際、相生市も4月1日付で新制度に変更するというのはいかがですか。

管理課長兼生涯学習課主幹 : 教育委員会だよりについては、新制度についてご紹介させていただきました。しかし、経過措置や新教育長になるとすれば、4月1日以降に議会の同意を得て、市長が任命することが必要になってきます。また、今年度の秋に教育長が再任されたばかりですので、その任期中は旧制度を適用するというので、相生市は進めていくことになります。

委員長 : それは法律で認められているのですか。

教育次長(管) : 法改正というのは、確かに4月1日からこのように法律が変わりますというようになっていますが、一番のポイントになってくるのが、教育長が4月1日以降新たに教育長として任命された場合は、このような形に変わります、ということでございます。相生市の教育長の場合は、平成26年10月に教育長に任命されて、その任期が4年ですので、その間は旧の法律の教育長が存在するというようになります。そうなることに合わせ

まして、新教育委員会制度におきましても、旧教育委員会制度をそのまま使っていくというのが法律でございます。平成27年4月1日以降、教育長の任期が満了し、そこで教育長を任命する場合には、今まで教育委員として任命し、教育長として教育委員会の中から任命しておりましたが、新制度では、直接教育長として、市長が任命することになりますので、そこから今回の新制度が適用されることになります。ただし、相生市に關しましては、これは全国的な意見でもありますが、今を法改正の準備期間とし、平成27年4月1日以降、もし教育長が事故等で変わることがあった場合に備えて、法解釈に対する条例の改正だけはしておこうという考え方です。教育長の任期中は旧制度が適用されますので、今まで通りとなります。条件的な整備だけさせていただいたということでございます。

委員長 : それでは、総合教育会議というのは、4月1日から始まるのですか。

教育次長(管) : 教育委員会制度の教育委員会としての会は、経過措置が適用されませんが、それに合わせて総合教育会議の設置というのは、4月1日必置になっております。そのため、本来は教育委員会だよりの新制度に表記がありますように、市長、教育長、教育委員の出席となりますが、相生市の場合、他の自治体も同じですが、旧制度が適用されていますので、旧教育委員会と市長を合わせた総合教育会議を4月1日以降に実施するということになります。

委員長 : 新制度においては、教育長の任期は3年となっていますが、相生市の場合は、4年の任期で任命されたということですね。

教育次長(管) : それが経過措置という形になります。現教育長の任期が、平成30年10月までになりますので、それまでは旧制度の旧教育委員会体制で行います。ただ先程お話をさせていただきましたように、事故等で教育長が交代することがありましたら、教育委員として任命するのではなく、教育長として任命されますので、その時点で新制度に移行する形になります。そのために、条例の整備を3月中にしておこうということでございます。もしもの時に条例を改正していたら、間に合いません。相生市としては、今すぐこの新制度を使うことはありませんが、この3月中に市議会の同意を得た条例の改正を行うという方向で進めているということでございます。ちなみに、新教育長の移行について、県下の動きを調査した結果、4月以降も旧制度を適用するのが26市、3月中で教育長の任期が満了となり、新制度に移行するのが3市ということになっております。ほとんどが経過措置として、今の旧制度を適用するということになっております。

委員長：議第7号について、これまで教育長は特別職ではなかったのですか。

教育次長（管）：教育長は、今まで特別職ではなく、私たちと同じ一般職でございましたが、新制度の新教育長に関しましては、4月1日の条例改正後は、市長、副市長と同じ特別職という位置づけになります。ただし、こちらも経過措置が適用されますので、新たに新教育長として任命された者から適用されるということになります。現教育長は旧制度の適用となりますので、一般職ということになります。

委員：特別職ではなかったのですね。

教育次長（管）：教育委員として任命され、教育委員会の中で教育長として任命されたという手続きを踏んでおります。これからは、市長から直接教育長として指定されますので、副市長と同じ特別職の位置づけとなります。委員長がおっしゃいますように、この2、3年は各市町村によって、旧教育長と新教育長が混在する状態になりますので、多少混乱するかもしれません。しかし、総合教育会議は必置になっておりますので、市長が教育委員会に対する申し入れをするというのは、どの市町村も変わりありません。

委員：教育委員会の制度改革について、ここで掲載するほかに、どこかで市民に伝える、掲載するということはされるのですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：今現在、教育委員会として、教育委員会の制度改革をお知らせするというのは、教育委員会だよりということになります。

委員：そうすると、教育委員会だよりは新制度を紹介しているので、例えば、委員長が来賓で出席した時、市民が混乱するということはありませんか。

管理課長兼生涯学習課主幹：教育委員会だよりは一般的な制度改革についてご紹介させていただいておりますので、相生市としては、例えばホームページ等で現体制について、ご説明させていただく機会を設けたいと考えております。

委員長：いつから新制度に移行するということが断言できたら、分かりやすいのですが難しいですね。

教育次長（管）：新制度の移行につきましては、教育長の任期満了までということになりますが、先程お話しましたように、もしものことがございますので、教育委員会だよりにおいても、強く断言する表記を使用しておりません。

表記することにより、市民の皆さまが余計に混乱する可能性がありますので、今後はホームページ等できちんとお知らせをするという形で周知していきたいと思えます。

委員 : 来年度の一番最初に委員長が出席するのは、5月3日のターゲットバードゴルフ大会ですが、そこできちんと周知していないと、市民の方が混乱するかもしれませんね。

委員長 : 相生市としては、現教育長の任期満了までは旧制度でいくということですが、委員長の任期は1年です。つまり、現教育長の任期満了となる平成30年までは、毎年委員長の選挙があるということですか。

教育長 : 今のままの体制となりますので、これまで通り委員長と職務代行者についての選挙はございます。今回の制度改正であります、大津の事件等があり、教育委員会としての機能が果たされておらず、見直す必要があるということで、制度改正をするという経緯があります。経過措置があるということは、団体によってそれぞれもう一度見直した上で、適正に運営されているようであれば旧制度のまま継続するというということではないかと解釈しております。

委員長 : 他に何かございませんか。特にないようでしたら、議第2号から議第7号まで一括審議し、原案どおり可決したということによろしいでしょうか。それでは、次に協議事項第1号と第2号ですが、こちらも第1号と第2号が関連しておりますので、一括で審議していただきたいと思えます。

管理課長兼生涯学習課主幹 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条ずれ等により、相生市教育委員会の規程に関する改正と制定について、平成27年4月1日から施行する方向で進めている旨の報告。

委員長 : 特にご質問等はありませんか。特にないようですので、協議第1号、第2号について、了承したということにさせていただきます。次に、提出議案(2)の報告事項、報告第6号、平成26年度教育費補正予算(3月)(案)について、事務局よりお願いいたします。

管理課長兼生涯学習課主幹 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 平成26年度教育費補正予算(3月)(案)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、相生市長より意見

を求められ、これを臨時に代決した旨の報告。

各課長 : 補正予算に対する主な増減理由について説明。

委員長 : 報告第6号、平成26年度教育費補正予算(3月)(案)について、何かご質問等がありましたらどうぞ。
特にないようですので了承したということにさせていただきます。
次に、報告第7号、平成27年度教育費当初予算(案)について、お願いいたします。

教育次長(管): (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 平成27年度教育費当初予算(案)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、相生市長より意見を求められ、これを臨時に代決した旨の報告。

各課長 : 新規事業及び主な変更点について説明。

委員長 : 平成27年度教育費当初予算(案)について、何か質問等がございましたらどうぞ。
教育委員会関係での新規事業については、どこかに載っていますか。

教育次長(管): 平成27年度当初予算編成概要(抜粋)に平成27年度新規事業等一覧表を掲載しております。

委員長 : 平成27年度活性化対策事業一覧表というのは、これからも継続して行う事業ということですね。相生っ子学び塾事業では、新たに珠算コースができるということで、それはいいことですね。
他に特にありませんか。

委員 : 最近新聞等を見ておりましたら、近隣の自治体もいろんな施策を打ち出し始めているように思います。給食については、なかなか難しいようですが、保育料等はよく目にするようになりました。相生市は他市より先に施策を打ち出して進めています、他市も同じように施策を打ち出している、そのような記事を見る度に、今後はどのように維持していくのか、また拡充していくのか、ということが気になります。

教育次長(管): 相生市はおっしゃいますように、先んじて施策を打ち出し進めてまいりました。今後教育委員会としては、小中一貫教育を先駆けて進めてい

くということ、子育て・少子化対策という観点からは、今のところ拡充するというよりも、いかにこの状態を維持していくのかということが課題になってくるかと思えます。教育の観点からは、教育の質を上げること、イングリッシュチャレンジ事業ということで、幼稚園から FLT を入れること、学力アップ事業、わくわくふれあい給食で地域の人と一緒に給食を食べるということで、地域力を高めながら教育力を高めるというような施策に力を入れていきたいと考えております。そのため、子育て事業に関しましては、拡充するというよりもどのように現状を維持していくかということを中心に考えていきたいと思っております。

管理課長兼生涯学習課主幹：5カ年の計画となりますので、27年度が最終年度となります。そこから、新たに市としての方向性が出されると思えますので、それに対して、教育委員会としてどう考えていくかということになると思えます。

委員長：給食無料化事業だけでもなかなか難しいですからね。相生市政としては、他市より少し先を進んでいるように思いますね。

教育次長（管）：27年度は安全安心という観点からは、一つの区切りとなります。次の課題としては、校舎の長寿命化を考えて、どのように進めていくかということになります。これは教育施設だけではなく、市の公共施設も含めて考えていかなければならないことだと思います。

委員：吊り天井というのは、やはり耐震的には耐えられない構造になっているのですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：空洞になっておりまして、躯体から支えているものが、錆、ねじの緩み、劣化等によって、そのもの自体が落ちてくる可能性が高いということがございます。

教育次長（管）：吊り天井というのは、耐震において躯体と非構造部材、例えば上から物が落ちてくる、ガラスが割れる、建具が倒れるといったものも、本来は耐震化していかななくてはならないのですが、その中でも一番損害が大きいものが吊り天井ということになります。プールで上から落ちてきたということもありまして、震度4、5以上になると危ないので、平成27年度までに撤去しなくてはならないという方針が出ております。これも耐震化の一つでございます。

委員：耐震化という観点からは分かりましたが、そもそも吊り天井にしたということは、何かしらのメリットがあったからではないかと思いました。音響効果があるとか、そのようなことを考えずに、天井を落として、むき出しにしてしまっても良いのか、気になりました。

教育次長（管）：おっしゃいますように、雨音がそのまま響いてきますので、その部分については防音措置をしていかなければいけません。音がそのまま響いてきますので、そこはきちんと整備していかなければいけません。

委員：そのため、二重構造で吊り天井にしていたということですね。

教育次長（管）：これまでは、吊り天井の見えない部分にエアガットをつけたりしていましたが、今後はそれを表に出しても大丈夫なようにしていきます。特に温水プールでその工事を行います。天井を落とすだけでしたら、大したことになりませんが、中に入っている配線も全て変えることになりそうですので、費用が多くかかります。

委員：以前吊り天井ではありませんが、トンネルの事故でもありましたね。

委員長：最近天井がむき出しになっていることもあります。やはり昔は汚いものは隠すということが主流でしたからね。しかし、相生市というところは、自然災害の少ない住みよいまちですね。人口が減っているのは残念ですが、他市も同じように減っていますね。

教育次長（管）：児童数は増えたということを知っていますが、いかがですか。

教育次長（指）：1月末で、転入者が20、転出者が18ということでございます。

委員：凄いですね。今後も続いたらいいですね。
それから、学び塾に珠算コースが新設されるということですが、どこから希望があったのですか。

生涯学習課長：やはり読み・書き・そろばんというところですね。当然基礎基本という中で、出来るだけ小学生のうちに脳の回転を鍛えることが必要であるということで、今でも算数の時間に百マス計算をやっているのですが、やはり繰り返し等をしっかり分かっていた方がいいだろうということで、そこから珠算コースが新設される形となりました。講師先生方については、元珠算塾の先生にお願いしております。その他、ボランティアも募る予定に

しておりますが、相生産業高等学校商業科の生徒達の中にも段を持っている生徒もいますので、ご協力をお願いしております。

委員：算数の教科書には、まだ珠算の勉強をするところがありますか。

学校教育課長：少しだけまだ残っております。

委員：昔、私たちは一生懸命教えていましたが、まだ残っているんですね。

委員：昔、そういえばみんな算盤を持っていましたね。今の子どもは持っているのでしょうか。

生涯学習課長：持っていない子どもの方が多いと感じましたので、3月の広報に、家に眠っている算盤はありませんか、という記事を掲載する予定にしております。市民の皆さまからの協力をお願いするという形をとっております。

教育長：尼崎市が通常の授業に算盤を入れております。また追跡調査をした結果、それによって非常に成績が良くなったということがありましたので、何らかの効果があると思います。

委員：それでは、期待したいと思います。

委員：尼崎が授業の中に算盤を入れたということですが、市独自でカリキュラムを変えることができるということですか。

学校教育課長：小野市はもちろん算盤のまちということで、授業の中に組み込んでいますし、きちんと調べた訳ではありませんが、特色ある創意工夫したカリキュラムということで、授業に組み込んでいるのではないかと思います。教科書の内容としては計算機を使って計算しましょう、というところもあります。

委員：もう一つよろしいでしょうか。学校教育課の小学校教育振興費事務経費の中にある主な増減理由ですが、その中の小学校専科教員の1名増員に伴う報酬の増とありますが、矢野小学校は2つ複式学級になるのではなかったですか。それなのに、1名増では足りないのではありませんか。

教育次長（指）：もともと1名おりますので、そこから1名増ということがございます。複式学級になるのは、矢野小学校が2、相生小学校1となりますが、

矢野小学校には県から加配で1名非常勤講師がつきますので、これまで矢野小学校にいた教員を相生小学校に入れて、今回1名増とさせていただいた教員を矢野小学校へ配置し、複式学級を解消することとなります。

委員長：他に何かございませんか。

委員：AEDはレンタルなのですか。購入ではないのですね。

管理課長兼生涯学習課主幹：備品として購入するものと、レンタルと両方ございますが、レンタルの方が基本的には安いという形になります。

委員：企業としては、購入してしまいます。

管理課長兼生涯学習課主幹：市全体として数が多く、レンタルをする場合も市の管財係が一括でレンタルを行いますので、比較的安価になるのではないかと思います。

委員：それでは、レンタルの場合、所有権はリース業者になりますので、中のバッテリーやパッドについては、何年かに一度は変えなければならないと思いますが、リース業者が行うということですか。

管理課長兼生涯学習課主幹：業者が行うことになります。

委員長：他に特にございませんか。ないようですので、報告第7号を了承したということにさせていただきます。

次に報告第8号、相生市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いいたします。

管理課長兼生涯学習課主幹：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：相生市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、相生市長より意見を求められ、これを臨時に代決した旨の報告。

委員長：報告第8号について何かご質問等がございましたらどうぞ。

特にないようですので、報告第8号は了承したということにさせていただきます。次に、報告第9号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明をお願いいたします。

管理課長兼生涯学習課主幹：(提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、相生市長より意見を求められ、これを臨時に代決した旨の報告。

委員長：報告第9号について何かご質問等がございましたらどうぞ。
特にないようですので、報告第9号は了承したということにさせていただきます。
ここで休憩といたします。5時10分まで休憩といたします。

委員全員：はい。

【 休 憩 】

委員長：それでは、再開します。
その他の項目について、1月の学校事故発生状況、不登校の状況、いじめの現状報告、まとめて報告をお願いします。

学校教育課長：(提出資料に基づき説明)

委員長：ありがとうございました。それでは、1月の学校事故発生状況報告、不登校の状況、いじめ等の状況報告について何か質問等がございましたらどうぞ。
特にないようですので、次に3月の行事予定報告に入らせていただきます。

各課長：(資料に基づき、主だったものを報告)

4月の臨時会は 4/1 (水) 15:30～

4月の定例会は 4/28 (火) 13:30～

委員長：ありがとうございました。それでは、3月の行事予定について何か質問がございましたらどうぞ。
特にないようですので、次に進ませさせていただきます。
仮称・相生市文化会館についてお願いします。

管理課長兼生涯学習課主幹：提出資料に基づき、1. 1件、夜遅くまで機械作業が行

われており、明かりがついているということでしたが、業者に確認し、各自治会長にこの顛末を報告し、了承を得ている。2. 1月末の進捗状況については、順調に進んでいる。3. テナント募集の状況については、市内業者1社と出店を前提に話し合いを進めている。4. 管理運営組織の企画委員会の開催については、2月13日企画委員会（利用部会）、3月25日企画委員会（運営部会）となっており、これまでの企画委員会の主な内容については、こけら落とし、備品等についてでしたが、今後は、開館時間や閉館時間、使用料について行うこととなっている。5. 現場の状況について説明。

委員長 : ありがとうございます。それでは、仮称・相生市文化会館に関する説明で何か質問ございませんか。
特にないようですので、その他、全体のことで何かありましたらどうぞ。

管理課長兼生涯学習課主幹 : (他市町教育委員の異動について、地方市町村教諭、Eduニュース、各小学校より卒業式等のご案内文書を配布)

委員長 : ありがとうございます。他に何かございませんか。

教育次長 (管) : 3月4日に市長より施政方針がありますので、ありましたら、すぐに各教育委員の皆さまにはご報告いたします。

委員長 : 他にはございませんか。
ないようでしたら、これで定例会を閉めさせていただきます。ご苦労様でした。

17:35 終了